

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第14号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中 「 8,200円 」 を 「 8,300円 」 に改め、同表の26の項中

「又は第5号」を「第5号、第6号又は第7号」に、「第12条の2第1項第6号」

を「第12条の2第1項第8号」に、 「 45,000円 」 を 「 47,000円 」 に改め、同表

の29の項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、

(3) 温泉法第12条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	〃	35,000円
---------------------------------------	---	---------

を

(3) 温泉法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	〃	35,000円
(4) 温泉法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査	〃	50,000円

に改め、同表の45の項を次のように改める。

45 船舶法(明治32年法律第46号)に関する事務

区	分	単 位	金 額
小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条第1項又は第3項の規定による小型漁船の総トン数の測度(書面によるものを除く。)	ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	1 隻	37,000円
	イ ア以外の容積の測度	〃	26,000円

別表第1の52の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に、「第11条の2」を「第13条」に、「第14条第1項」を「第17条第1項」に、「第18条」を「第21条」に改め、同表の61の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「5,700円」を「5,800円」に改め、同表の68の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、

(13) 法第53条第4項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	”	33,000円
--	---	---------

を

(13) 法第53条第4項の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	”	33,000円
(14) 法第53条第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	”	33,000円

に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「建築面積の敷地面積に対する割合、」を「建ぺい率、」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、「(22)」を「(23)」に、「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に、「建築面積の敷地面積に対する割合又は」を「建ぺい率又は」に、「(25)」を「(26)」に、「(26)」を「(27)」に、「(27)」を「(28)」に、「(28)」を「(29)」に、「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」

を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、ア 電動ダムウエーター を

「ア 小荷物専用昇降機」に、「(36)」を「(37)」に、「ア 電動ダムウエーター」

を「ア 小荷物専用昇降機」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に改め、同表

の75の項中 

3,300円
3,300円

 を 

3,400円
3,400円

 に、870円 を

「880円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## (経過処置)

- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号。以下この項において「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第6号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及び改正法の施行の際現に当該登録の申請をしている者の改正法附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同項の登録に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表第1の26の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる船籍票の書換え等に係る手数料については、新条例別表第1の45の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

食品環境水道課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第15号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の16の項及び17の項中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改め、同表の25の項中「第7条後段（第8条第2項）」を「第8条後段（第9条第2項）」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「徴収」を「徴収（第3条第1項の許可を受けて温泉をゆ

う出させる目的で土地を掘削する者に係るものを除く。)に、「第17条第1項」を「第31条第1項」に、「立入検査」を「立入検査(第3条第1項の許可を受けて温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所に係るものを除く。)」に改め、同表の28の項中「)及び」を「)、第52条の2第6項及び」に、「(12)第53条の規定による清算人

の選任」を  

(12) 第52条の2第2項の規定による合併の認可	に、「(13)」を
(13) 第53条の規定による清算人の選任	

「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に改め、同表の42の項及び43の項中「及び諏訪市」を「、諏訪市及び塩尻市」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

産 業 振 興 課

長野県観光開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第16号

長野県観光開発審議会条例の一部を改正する条例

長野県観光開発審議会条例(昭和34年長野県条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県観光振興審議会条例

第1条中「観光資源の開発利用」を「観光の振興」に、「長野県観光開発審議会」を「長野県観光振興審議会」に改める。

第2条中「観光資源の開発計画」を「観光の振興計画」に改める。

第3条第2項中「次の各号に掲げる者」を「学識経験者」に改め、同項各号を削る。

第7条第2項中「及び県職員」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第7条第2項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「観光開発審議会」を「観光振興審議会」に改める。

観 光 課
-------------

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第17号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例(昭和30年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、長野県営農技術センター」及び「、きのこ類」を削る。

別表中「400円以上5,600円」を「450円以上5,900円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「950円以上7,200円」を「1,000円以上7,500円」に、「350円以上8,600円」を「400円以上9,500円」に、「600円以上31,000円」を「800円以上5,600円」に、

きのこ類の製造種菌の雑菌分離検査	〃	8,500円	を
林木の種子発芽試験	〃	3,300円	
林木の種子発芽試験	〃	3,600円	に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

農業技術課

長野県飼料検定手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第18号

長野県飼料検定手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県飼料検定手数料徴収条例（昭和51年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中	1,200円	を	1,700円	に改める。
	3,600		5,900	
	4,200		6,300	
	4,200		6,800	
	2,400		2,500	
	4,200		6,800	
	4,200		6,500	

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

畜産課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第19号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

長野県森林整備基金	森林整備の推進を図る。	森林整備の担い手の確保その他の森林整備の推進に要する費用の財源に充てる。
-----------	-------------	--------------------------------------

を

長野県森林整備地域活動支援基金	森林施業の実施に不可欠な地域における活動を支援することにより、森林の有する多面的機能の発揮を図る。	森林施業の実施に不可欠な地域における活動の支援に要する費用の財源に充てる。
長野県森林整備基金	森林整備の推進を図る。	森林整備の担い手の確保その他の森林整備の推進に要する費用の財源に充てる。

に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

林 政 課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第20号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中 「

長野県南信州広域公園	下伊那郡売木村
------------	---------

 を

長野県南信州広域公園	下伊那郡売木村
長野県烏川溪谷緑地	南安曇郡穂高町 南安曇郡堀金村

に改める。

第5条の表中 「

長野県南信州広域公園	財団法人長野県公園公社
------------	-------------

 を

長野県南信州広域公園	財団法人長野県公園公社
長野県烏川溪谷緑地	財団法人長野県公園公社

に改める。

コート1面について	1,200円
〃	1,400円
〃	2,400円
	—
1人について	250円
〃	100円

別表の2中

コート1面について	1,400円
〃	1,600円
〃	2,800円
	—
1人について	300円
〃	100円

を に改める。

"	250円	"	300円
"	100円	"	100円
"	500円	"	600円
"	200円	"	200円
"	250円	"	300円

## 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

都市計画課

県営水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第21号

## 県営水道条例の一部を改正する条例

県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「以外の月分」を「の前月分」に、「基本料金の」を「当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量（以下この条において「期間水量」という。）の2分の1に相当する水量（その数値に1未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）を当該定例日の属する月の前月分の使用水量とみなして算定した」に改め、同項第2号中「当該定例日の直前の定例日から」を「期間水量から前号の規定により」に、「までの間における」を「の属する月の前月分の」に、「から基本水量に相当する」を「とみなされる」に、「（当該使用水量が基本水量に相当する水量に満たないときは、0とする。）を当該」を「を当該定例日の属する」に改め、同条

第3項第2号中「当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量」を「期間水量」に改める。

別表第2の1中	円	円	円	円
	1,250	165	1,350	182
	2,900		3,170	
	3,725		4,080	
	6,200		6,810	
	9,500		10,450	
	16,100		17,730	
	32,600		35,930	
	49,100		54,130	
	65,600		72,330	
98,600	108,730			
164,600	181,530			

「625円」を「675円」に、

(2) 月の中途において県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の料金は、当該料金の計算の基礎とされた使用水量が基本水量の2分の1以下であるときに限り、上表に定める基本料金の2分の1に相当する額とする。

(2) 水道メーターの口径が20ミリメートルである場合における料金は、1月の使用水量が基本水量に満たない場合にあつては、当該使用水量が10立方メートル以下のときは2,270円とし、当該使用水量が10立方メートルを超え15立方メートル以下のときは2,720円とする。

(3) 月の中途において県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の料金は、当該料金の計算の基礎とされた使用水量が基本水量の2分の1以下であるときに限り、上表に定める基本料金の2分の1に相当する額（水道メーターの口径が20ミリメートルである場合にあつては、1,585円）とする。

改め、同表の2中

円	円
2,517	165
2,995	
4,074	
5,273	
7,913	

を

円	円
2,731	182
3,250	
4,421	
5,722	
8,586	

に改

める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例の規定は、平成14年5月分の料金から適用し、平成14年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過処置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成14年5月中に到来するもののうち、当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量からこの条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量(同項第3号の規定によるものを含む。)を差し引いて得た水量が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該差し引いて得た水量から当該基本水量に相当する水量を差し引いて得た水量の数値に165円を乗じて得た額の合計額とする。

水 道 課

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第22号

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

県営水道用水料金徴収条例(昭和57年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「65円56銭」を「58円97銭」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

水 道 課

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第23号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部改正)

第1条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和32年長野県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法」を「この条及び第3条において「法」に、「基き、県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校の」を「より、」に改める。

第2条中「県立大学」を「大学」に、「県立学校」を「学校」に改め、「、その他の学校医等に関しては市町村の教育委員会」を削る。

第6条中「県立大学」を「大学」に、「その他」を「大学以外の学校」に改める。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第8条第2項」を「第5条第2項」に、「基き」を「より」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前

に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

義務教育課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第24号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

区 分		授 業 料	受 講 料	入 学 料	入 学 審 査 料
全 日 制 課 程		円 年額 111,600	円 —	円 5,650	円 2,200
定 時 制 課 程	単 位 制 に よ る 課 程 以 外 の 課 程	15単位以下を履修 する者 年額 19,200	—	1,160	870
		16単位以上を履修 する者 年額 30,000			
	単 位 制 に よ る 課 程	1 単 位 1,500			
通 信 制 課 程		—	1 単 位 100	180	—

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日(次項及び附則第3項において「施行日」という。)から施行する。

## (経過処置)

- 2 施行日の前日から引き続き在学する者(定時制課程の単位制による課程に在学する者を除く。)に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転学し、編入学し、又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

高 校 教 育 課

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

## ○長野県条例第25号

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項第3号中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

(長野県看護専門学校条例の一部改正)

- 第2条 長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

- 第5条第4号中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(長野県公衆衛生専門学校条例の一部改正)

- 第3条 長野県公衆衛生専門学校条例(昭和40年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号のイ中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

(長野県農業大学校条例の一部改正)

第5条 長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号のイ中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

(長野県林業大学校条例の一部改正)

第6条 長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

特殊教育課

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第26号

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例

長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例(昭和25年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「かかる」を「係る」に、「者からは、必要により」を「者は、」に、「徴収することがある」を「納入しなければならない」に改め、同条第2項を削る。

第2条中「300円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

教 学 指 導 課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第27号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「とする。ただし、警察官について、その人員が定数に満たない階級がある場合には、当該定数に満たない数の範囲内において、当該定数を当該階級の下位の階級の警察官の定数に流用することができる」に、「888人」を「884人」に、「917人」を「913人」に、「945人」を「940人」に、「3,548人」を「3,535人」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項中「平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間は」を「当分の間」に、「235人」を「113人」に、「234人」を「115人」に、「879人」を「236人」に、「875人」を「240人」に、「909人」を「884人」に、「905人」を「912人」に、「935人」を「913人」に、「931人」を「942人」に、「449人」を「940人」に、「462人」を「970人」と、「3,535人」とあるのは「3,628人」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月25日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項第16号を同項第19号とし、同項第15号を同項第18号とし、同項第14号中「別表第4の7」を「別表第4の8」に、「同7」を「同8」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号を同項第16号とし、同号の前に次の2号を加える。

(14) 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の經由

經由手数料 600円

(15) 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付

運転経歴証明書交付手数料 1,000円

第9条第1項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「別表第4の6」を「別表第4の7」に、「同6」を「同7」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「別表第4の5」を「別表第4の6」に、「同5」を「同6」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「別表第4の4」を「別表第4の5」に、「同4」を「同5」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「別表第4の3」を「別表第4の4」に、「同3」を「同4」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「別表第4の2」を「別表第4の3」に、「同2」を「同3」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「その限定解除審査を行う者」を「長野県公安委員会」に、「2,750円」を「2,800円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第89条第2項の規定による検査

検査手数料 別表第4の2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同2の右欄に定める額

第9条第3項中「同項第14号」を「同項第17号」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく申請に係る手数料)

第12条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる認定等を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条の規定による自動車運転代行業の認定

認定手数料 16,000円

(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付

再交付手数料 1,900円

(3) 法第8条第3項の規定による認定証の書換え

書換え手数料 2,100円

別表第4の1を次のように改める。

1 運転免許試験手数料

区	分	金額
(1) 特定第一種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。)又は第二種運転免許(大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。)に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,300円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円)
(2) 普通自動車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,100円
	イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,400円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,400円)

(3) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,650円
(4) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,100円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,450円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,650円)
(5) 仮運転免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,300円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円)

別表第4の7中

(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間について750円	を
(9) 法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習	講習1時間について3,400円	
(10) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間について750円	に、

(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	エ 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について 2,550円
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習		1,700円（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第1号ただし書の規定により行われるものである場合にあっては、700円）
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習		講習1時間について 2,100円

を

(11) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	エ 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について 2,550円
(12) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第92条の2第1項の表の備考の1の2に規定する優良運転者に対する講習	700円
	イ 法第92条の2第1項の表の備考の1の3に規定する一般運転者に対する講習	1,050円
	ウ 法第92条の2第1項の表の備考の1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,700円（運転免許に係る講習に関する規則で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050円）
(13) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	講習1時間について 2,050円
	イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習1時間について 1,500円

に、

「(13)」を「(14)」に、「(府令)」を「(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号))」に改め、同7を同表の8とし、同表の6中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を長野県公安委員会」に、「2,950円」を「3,000円」に改め、同6を同表の7とし、同表の5中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「12,150円(付表の左欄)」を「9,850円(付表の第1欄)」に、「1万2,150円から同表の中欄」を「9,850円から同表の第2欄」に、

(2) 普通自動車以外の自動車に係る教習指導員審査	9,850円(付表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ9,850円から同表の右欄に掲げる額を減じた額)	を
---------------------------	---	---

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	12,150円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ1万2,150円から同表の第3欄に掲げる額を減じた額)	に、
(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,550円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ1万2,550円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額)	

「付表の左欄の(1)」を「付表の第1欄の(1)」に、「900円を、普通自動車以外の自動車」を「1,200円を、普通自動車免許」に、「9,850円から同表の右欄」を「1万2,150円から同表の第3欄」に、「1,200円を」を「900円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については、1万2,550円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか更に2,000円を」に、「付表の左欄の(4)」を「付表の第1欄の(4)」に、「100円を、普通自動車以外の自動車」を「50円を、普通自動車免許」に、「50円を」を「100円を」に改め、同5の付表を次のように改める。

(付表)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能	1,450円	4,100円	4,900円
(2) 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円	2,050円
(3) 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	—
(4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,300円	1,250円	—
(5) 自動車教習所に関する法令についての知識	1,300円	1,250円	—
(6) 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円	—
(7) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	—	—	2,850円

別表第4の5を同表の6とし、同表の4中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「20,500円（付表の左欄）を「14,750円（付表の第1欄）」に、「2万500円から同表の中欄）」を「1万4,750円から同表の第2欄）」に、

(2) 普通自動車以外の自動車に係る技能検定員審査	14,750円（付表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ1万4,750円から同表の右欄に掲げる額を減じた額）	を
---------------------------	--	---

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	20,500円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、それぞれ2万500円から同表の第3欄に掲げる額を減じた額)
(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	22,050円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、それぞれ2万2,050円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額)

に、

「付表の左欄の(1)」を「付表の第1欄の(1)」に、「950円を、普通自動車以外の自動車」を「1,150円を、普通自動車免許」に、「1万4,750円から同表の右欄」を「2万500円から同表の第3欄」に、「1,150円」を「950円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については、2万2,050円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか更に2,150円」に、「付表の左欄の(3)」を「付表の第1欄の(3)」に、「300円を、普通自動車以外の自動車」を「350円を、普通自動車免許」に、「350円」を「300円」に改め、同4の付表を次のように改める。

(付表)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能	1,450円	3,950円	4,750円
(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	2,450円	6,750円	8,250円
(3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,200円	1,900円	—
(4) 自動車教習所に関する法令についての知識	2,200円	1,900円	—
(5) 技能検定の実施に関する知識	2,100円	1,950円	—
(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,050円	2,000円	3,300円

(7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	—	—	2,850円
--	---	---	--------

別表第4の4を同表の5とし、同表の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1の次に次のように加える。

## 2 検査手数料

区 分	金 額
(1) 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)	2,550円(長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,650円)
(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	4,300円(長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、5,300円)

### 附 則

#### (施行期日)

- この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定(同表の4及び同表の5を改める部分に限る。)は、平成14年5月1日から施行する。

#### (経過処置)

- 道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、この条例による改正後の長野県警察関係許可等手数料徴収条例別表第4の8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

交通企画課